

## 日本弁理士会の支援活動



日本知的財産支援センターセンター長  
竹内三郎

### 知的財産戦略大綱

7月3日に知的財産戦略大綱が政府決定された。創造の推進、保護の強化、活用の促進、人的基盤の充実、に総合的な取組みが必要とし、重点事項として、世界特許に向けた取組の強化、実質的な特許裁判所機能の創出、模倣品・海賊版等の対策の強化、営業秘密の保護強化、大学の知的財産の創出と管理機能の強化、知的財産専門人材の育成などを挙げている。

思うに、アメリカのプロパテント政策は軸足がアメリカ経済を世界に押出すことにあったものようであるが、上記大綱は知的財産環境の整備とレベルアップという大義が描かれているようでもある。飛躍した主観であるが、いずれであっても知財重視は望ましい姿であり、何とか知的財産が飛躍の動力になるという目的が達成できるように我々自身努力し、また協力していくことが必要である。

### ○大学などの支援

上記大綱の施策との関係でみたとき、当センターの活動はどのようであろうか。

当センターは設立4年目であるが、設立当初から発信している重点活動の一つが大学支援である。

大学支援は、新技術の創出という短期的観点からすれば、教授や研究員への知的財産の創出協力、知的財産権意識の啓発であり、知的財産重視土壌の醸成という長期的観点からすれば、教育の一環としての一般学生の啓発であり、具体的にはセミナーなどの企画、講師・相談員の派遣である。

大学支援の一つの難関は、支援を受け付ける体制の難解さと硬さにある。組織を動かせる人がその気にならなければ実効性が生じないが、これは企業の場合でも同様であろうか。

受信アンテナの設置を検討してみようか、という意識が大学側に徐々に出始めつつあるという現状が、上記大綱の影響も出て急速に前進することを期待したい。

啓発が一步前進するには、大学内での知的財産管理者の出現が望まれる。当センターでは、そのための人材育成支援体制の構築準備を進め、そのデータベース作りの準備を始めつつある。知的財産分野の人材育成は自治体などの公的機関や団体にも必要であろう。支援範囲は拡大し得るものと思われる。

教育にもインセンティブが必要であろう。このためには成果が見える具体策もほしい。コンテスト或いは検定システムなどのようなものを日本弁理士会が大学などに提供できることが望まれる。このような方向も検討課題としている。

土壌という点からすれば、知的財産の花が咲き競うためには、本質的には小中学生への啓発がなければならず、この支援は課題として残る。

これらの支援活動の対象には、自治体などの公的機関・団体なども含まれる。

### ○中小企業などの支援

ベンチャーといい中小企業といい、前向きな企業の多くは知的財産意識を持っている。開発者の最も大きな問題は、資金と規制であろう。

日本弁理士会では、特許出願等援助制度を設けており、資力の無い者（中小企業、学生、一般個人など）の有用発明の出願費用援助又は貸与を受け付けてきている。当センターで審査の上、支援が実行されている。

しかしながら、事業化のためには多額な開発資金が必要であり、その一法として公的助成などの活用が必要であろう。その観点からの支援策として、当

センターには資金はないが情報協力は可能であり、一昨年に「中小企業の技術開発にかかる公的補助・助成事業に関する調査」を全国的に実施し、また昨年度はその積み増しを行い、それらをまとめた冊子は種々機関・団体に配布し、またその内容は日本弁理士会のホームページに掲載している。利用を期待する。

今年度は、より有効な支援に資するべく、中小企業の実態把握を行うサンプリング調査の企画が進行中である。

#### 特許などの知的財産相談による支援

日本弁理士会館、大阪分室、名古屋分室、福岡相談室では、弁理士が交代で常設無料相談を開催している。これは当センター活動の一環であるが、会館所在場所での会としての社会的サービスである。

全国的には各地に亘って、個々の弁理士が弁理士活動として発明協会や商工会議所等などと協同して無料相談を行っている。弁理士への相談はこれらや各地の特許事務所を利用することで十分に果たせるものとする。

当センターは公的機関・団体、大学などから要請を受けて相談員（支援員）を派遣している。

なお、前記の全国に亘る弁理士の相談の場では、種々な知的財産の取組についての課題解決も可能であろうし、相談者が希望すれば、弁理士との付き合いが生じる場として利用も可能であろう。

#### 種々な支援

当センターでは支援要請に可能な限り応じる意識で相談を受け、検討を進めるつもりである。

ただし、当センターの活動は原則的には、弁理士

活動のないところ、公的関係での要請を必要とするところ、個人レベルでの対応が難しいところなどであり、個人的事業への協力は弁理士が行うもので、当センターの関わる場所ではないと考える。

#### センター組織

センター組織は、センター長1名、副センター長6名、運営委員50名（部長5名、副部長を含む）により、5つの部を構成し、運営委員はいずれかの部に属し、部活動が中心となって運営されている。

5つの部は次のとおりで、列記した活動が中心となっている。

1. 総務部 = センターだよりと年報の発行、パンフの修正・増刷、支援員研修会の開催、支援員データベースの整備とアンケート、支部地区部会との交流、支援員登録証発行の検討、各部間の調整、規則類の整備、見直し等
2. 出願等援助部 = 出願援助（給付、貸与）申請の審査、改善検討
3. 第1事業部 = 常設特許相談室の運営・改善、弁理士の日全国一斉無料相談の運営、相談員との意見交換会、講演会セミナー、他団体等への相談員・講師の派遣、発明展等への審査員の派遣、これらのマニュアル作り等
4. 第2事業部 = 大学、TLOへの支援活動、島根県への支援事業の実施、マニュアル作り、講師テキスト作成の検討等
5. 第3事業部 = 中小企業ベンチャー支援、全国の助成融資制度の継続調査と活用法の検討、中小企業の実態調査、中小企業向けQ&A集作成の検討等